

重大事故とは、次の自動車の事故をいいます。

(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令)第2条に規定する事故)

- 1 自動車が転覆^{*1}し、転落^{*2}し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
- 2 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 3 死者^{*3}又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害)を生じたもの
- 4 10人以上の負傷者を生じたもの
- 5 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - ニ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- 6 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 7 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に障害(自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害)が生じたもの
- 8 酒気帯び運転(道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為)、無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反

する行為)又は麻薬等運転(同法第117条の2第3号の罪に当たる行為)を伴うもの

- 9 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 10 救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為)があったもの
- 11 自動車の装置(道路運送車両法第41条第1項各号に掲げる装置)の故障(以下、「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの
- 12 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
- 13 橋脚、架線その他の鉄道施設(軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 14 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する道路)又は自動車専用道路(道路法第48条の4に規定する自動車専用道路)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

※1 転覆：自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。

(「自動車事故報告規則」(昭和26年運輸省令)別記様式(第3条関係)(注)中(6)1)

※2 転落：自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。

(「自動車事故報告規則」(昭和26年運輸省令)別記様式(第3条関係)(注)中(6)2)

※3 死者：事故発生後24時間以内に死亡したもの

(「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」(平成元年、地車第45号、地備第58号)第1第4項)